33 多文化共生社会づくりの推進について

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。
- (2) 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール(就学前の初期指導)の促進、外国人児童生徒の教育を担う専任教員等の増員、課外での日本語学習を支援する仕組の構築、不就学の外国人の子どもの就学の促進などを図ること。
- (3) 地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力を習得できるよう、外国人に日本語学習の機会を提供する公的な仕組を構築すること。
- (4) 外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練を引き続き実施すること。また労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組を引き続き進めること。
- (5) 外国人が安心して医療等を受けられるよう、適切な社会保険の適用を促進するとともに、医療言語人材(通訳者)の育成や活用方法について、本県等の運営する既存の仕組みに配慮したものとすること。

(背景)

- 人口減少時代を迎える中で、地域の活力を維持するためには、我が国のあるべき将来像を踏まえた上で、外国人全般を対象にした受入れや日本社会への適応に向けた施策の方針を示す必要がある。
- 本県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒が全国最多である。このような状況の中、 本県では、日本語学習支援基金による支援、プレスクール実施マニュアルの策定などを全 国に先駆けて行っている。
- 永住者資格で在留する外国人が増加傾向にあり、地域防災等の観点からも一定のコミュニケーション能力の水準が求められる。
- 外国人は日本語能力や職務経験が十分でないことから、失業した場合の再就職が困難になりやすい。震災復興・オリンピック関連で労働力の不足が見込まれる中、外国人労働者の受入れの方針が示されたが、外国人技能実習生を含めた外国人の就労環境の適正化に向けた取り組みを引き続き進める必要がある。

○ 本県では、医療機関等の依頼に応じ通訳派遣などを行うシステムを運営しているが、通 訳利用料は患者及び医療機関等の負担、通訳者の育成に係る費用は県及び市町村の負担と なっている。外国人患者受入環境の整備に当たっては、医療観光・産業活性化の観点のみ ならず、生活者としての外国人に配慮した仕組みをつくる必要がある。

(参考)

◇ 日本語指導が必要な外国人児童生徒数 (平成 24 年 5 月 1 日現在、単位:人)

	小学校	中学校	高等学校等**	合 計
1 愛 知 県	4, 072	1, 613	193	5, 878
2 神 奈 川 県	1, 745	703	415	2, 863
3 静 岡 県	1, 681	700	107	2, 488
4 東 京 都	959	692	329	1,980
5 大 阪 府	826	856	284	1,966
その他の道府県	7,871	2, 994	973	11, 838
合 計	17, 154	7, 558	2, 301	27, 013

出典:文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

◇ 外国人住民数の推移(各年12月末現在、単位:人。[]内は全国での順位)

		平成元年	平成3年	平成11年	平成20年	平成25年
至	と 国	984, 455	1, 218, 891	1, 556, 113	2, 217, 426	2, 066, 445
愛	图 知 県	66, 629[4]	98, 363[3]	127, 537[3]	228, 432 [2]	197, 808 [3]
	ブラジル	1,626[3]	24, 296[1]	41, 241 [1]	79, 156[1]	48, 730 [1]
	中 国	4, 477[7]	6, 711[7]	13,940 [4]	46, 167[4]	46,680 [5]
	その他	60, 526	67, 356	72, 356	103, 109	102, 398

出典:平成元年、3年は法務省「出入国管理統計年報」、平成11年、20年は法務省「登録外国人統計」、平成25年は法務省「在留外国人統計」

※平成2年:出入国管理及び難民認定法の改正法の施行。

◇ 外国人労働者数と派遣・請負事業所の比率 (平成 25 年 10 月末現在、単位:人・%)

	外国人労働者数 ^{※1} うち派遣・請負事業所 ^{※2} [比率]		構成比
1 東京都	195, 742	42, 212 [21. 6]	27. 3
2 愛 知 県	78, 547	27, 266 [34. 7]	10. 9
3 神 奈 川 県	42, 141	9, 545 [22. 7]	5. 9
4 大 阪 府	38, 127	5, 143 [13. 5]	5. 3
5 静 岡 県	37, 626	19, 277 [51. 2]	5. 2
その他の道府県	325, 321	66, 944 [20. 6]	45. 3
合 計	717, 504	170, 387 [23. 7]	100.0

出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

※1特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

※2労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者のこと。

^{※「}日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」のこと。